

地方登録制度により地方公共団体が登録している文化財

〔都市名〕 杵築市

No.	名称	ふりがな	分類	種別	時代	登録年月日
登録建01	とまや店舗兼主屋	とまやてんぽけんしゅおく	建造物	商業、業務	明治	平成30年11月2日

地方登録制度：地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財等以外の文化財でその区域内に存するもののうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録できることとする。【文化財保護法 第182条第3項関係】